

契約・満了時の 書面記載事項

け渡しを求めることがあります。定期借家契約であろうと、相手が任

本誌12月14日号の20面で、オーナー様の空室対策として定期借家契約の

応用ケースが紹介されていました。例えば、空室が多数出ているときは、思い切って値下げした賃料で1年間の定期借家契約を締結し、その期間終了の際には通常の賃料に戻して新たに契約し直すというケースです。

その筆者が言うように、「期間満了で退去する入居者が出ることも十

FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士

**専門家集団が創る
賃貸住宅市場**

定期満了後の不法占拠は損害金請求可能

第65回



弁護士
平松英樹氏(41)

著者プロフィール

1968年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録(東京弁護士会)。EMG総合法律事務所(東京都中央区京橋1-14-5土屋ビル4階)、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

定期借家契約の損害金規定

ん。一応、あらためて定期借家契約の留意事項について確認しておきましょう。

(定期借家契約を締結する際の留意事項)

① 契約期間が1年以上の定期借家契約を終了させたためには期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間に賃借人に対し期

間の満了により建物の貸借が終了する旨の通知をする(借地借家法38条4項本文参照)。

この点、定期借家契約

② 契約書とは別に、貸借人から賃借人に對し事前に説明文書を交付して、定期借家契約である旨(契約の更新がなく、

の間に通知しなかった場

そこで、定期借家契約終了後建物明渡しまでの損害金について何の特約もない場合、賃料相当額となります。

賃料相当額となります。紹介されている応用ケ

③ 契約期間の始期と終期を明確にする。(定期借家契約終了の際の留意事項)

① 契約期間が1年以上の定期借家契約を終了させたためには期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間に賃借人に対し期

間の満了により建物の貸借が終了する旨の通知をする(借地借家法38条4項本文参照)。

この点、定期借家契約

賃料2倍も消費者契約法触れず

特約なれば通常は賃料相当額

期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することを説明する(借地借家法38条2項)。

<ポイント>
・契約期間満了後に入居者が退室しない場合、退出日まで明渡し遅延損害金の請求が出来る。
・損害金は通常家賃相当額だが、特約による賃料倍額の遅延損害金を東京地裁が認めた例もある。

明渡しまで 請求の対象

おきます。

この裁判では、結論として約定の損害金規定の

認められれば、賃借人は判所は、まず、消費者契約法9条1号は消費者契約の解除に伴う損害賠償

性があるといえる」などといった理由をいくつか挙げて、問題となつた規定は「信義誠実の原則に

反し、被告らの利益を一

分考えられます。現実問題として一定期間住み慣れたところを引き払うこととは、相当な労力を必要としますので、そのまま再契約する可能性は高いと思われます」。

ただ、賃借人がオーナーの考える通常の賃料で再契約してくれるとは限りません。話し合っても平行線のまま再契約してくれないような場合、結局、オーナーとしては定期借家契約が終了したことを理由に、建物の明

意に退去してられない場合には裁判等の法的手段で解決せざるを得ませ

れなりません。

つて、解除以外の終了の

しました。

場合には同号の適用はない旨を判示し、また、「賃借人は賃貸借契約の終了と同時に賃貸借の目的物を返還すべき義務を負い、賃借人がこれを任意に履行しない場合、賃借人は強制執行手続によってその返還を受けることになるが、債務名義がない場合はこれを得るために相当の時間と費用をかけて訴訟手続等をする必要があります。強制執行手続自体にも時間と費用を要するところ、必ずしも後にこれら費用の全部を確実に回収できるわけではありません。